

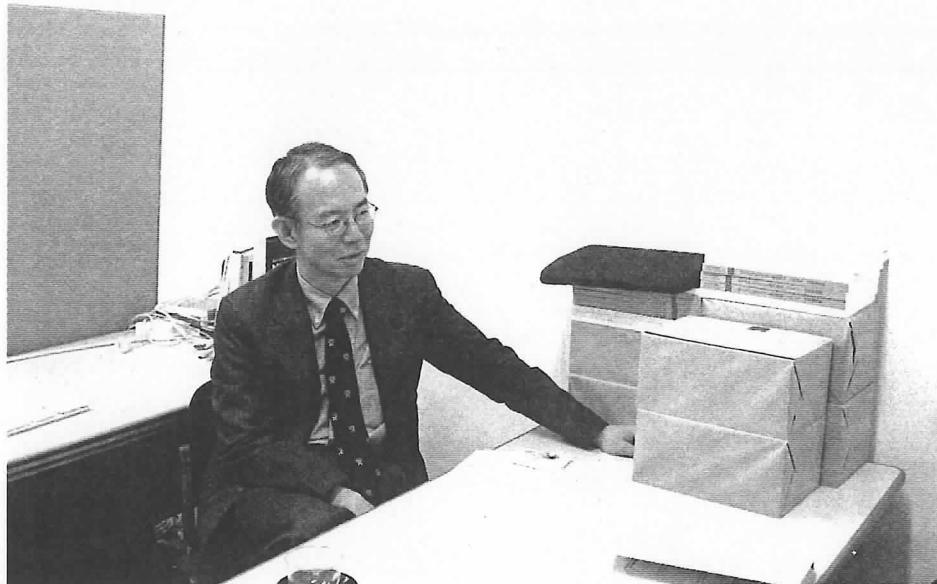
——アメリカと日本の司法制度の違いとは。

## 対談

# 司法制度改革と法学の将来

日本はこれまで何回か大きな制度改革を行なった。司法制度についても同様である。その際、しばしば外国の大きな影響が見られた。現在、日本の司法制度は再び大きな変革のときを迎えていた。過去と同様、諸外国の司法制度が参考にされている。そのような時代にあって、我々はどういう法律を捉え、学ぶべきなのか?

阿川尚之  
Naoyuki Agawa  
Noboru Yanase  
柳瀬昇



指して国家の基本的構造を再構築するということが基本的な発想です。実は、わが国のこれまでの人間観や社会観までを再構成しようという大改革なのです。最近の社会をめぐる状況も、そのような理念に呼応するかのように、変化しつつありますよね。

—— 今日、日本の司法制度はどのような変化を遂げようとしているのですか。

柳瀬：法をめぐっては、現在、わが国は第三の改革を迎えようとしています。第一の改革といふのは明治時代です。列強諸国に追いつくため、近代文明国家日本をいかつくりあげていくか。わが国は、主にドイツやフランスなどの大陸法を継受しました。そして、戦後におけるアメリカ法の受容というのが、第二の改革。焦土に立つて、いかに新生民主主義国家日本をつくりあげていくか。どちらの時代も、わが國のあるべき姿を人々が真剣に考え、議論しあつてきました。そして、まさに今が

阿川：明らかに変わつてきましたね。私も何度も東京の法律事務所で訴訟の手伝いをしたことがあるけれど、最近の企業や個人の中には、話し合いによって利益を調整するというよりも、弁護士を雇つてとことん勝ちにいくというタイプがいますね。

柳瀬：法をめぐっては、現在、わが国は第三の改革を迎えようとしています。第一の改革といふのは明治時代です。列強諸国に追いつくため、近代文明国家日本をいかつくりあげていくか。わが国は、主にドイツやフランスなどの大陸法を継受しました。そして、戦後におけるアメリカ法の受容というのが、第二の改革。焦土に立つて、いかに新生民主主義国家日本をつくりあげていくか。どちらの時代も、わが國のあるべき姿を人々が真剣に考え、議論しあつてきました。そして、まさに今が

戰後六〇年間で形成された社会の構造が、時代の進展に合わせなくなつてきている。高度に情報化・国際化した社会において、いかにわが国は勝ち残つていくのかをも考えなくてはならない。そのようなことも踏まえて、今般の司法制度改革が進められました。

—— アジアのなかの日本といふことを考えたときに、日本はどここの国に学ぶべきでしょうか。

阿川：それはわからないけれども、私が実務家時代にアジアにまたがる案件を扱つたときに感じたのは、アジアのなかで国際的案件を扱う際にも、二つの法体系を使うのがすごくぶる便利だということです。一つはアメリカ法で、もう一つがイギリス法なんですね。もちろん、アジアの法律を使って国際的な問題を処理してはいけないということはないんです。しかしながら、アジアの法律と英米の法律とでは、今までの経験ノウハウ、専門家の数、前例・判例の量が圧倒的に違う。つまり、ビジネスの蓄積があまりにも違うため、

物事がどうしても英米型に仕切られているという実態がある。仲裁や調停の方法もふくめ、本国の司法制度が組織的に整つている。アジアの国々の裁判所は、中国をはじめ、まだ整備されていないところが多い。あるいは使い勝手が悪い。

—— そうすると、日本は迷うんですね。

柳瀬：そうですね。我が国では、上がる一段高いところから紛争を解決してくれるという意識が国民に根付いています。そして、お上のすることだから、絶対に正しいものではなく、できることなら一生関わらずに過ごしたいと考えるものが普通だつたといえるでしょう。

しかし、今般の司法制度改革は、国民一人ひとりが自律的で社会的責任を負つた存在として、まさに国民の意識を統治客体から統治主体へと転換させるとともに、法の支配の名の下に、より自由で公正な社会を目指すのであります。

柳瀬：そのためには、裁判はまだ荒っぽくてけんか腰だら引き継いだコモンローの伝統か、当事者同士が裁判を通じ、対等な立場で公平に戦つて紛争を解決するという傾向がみられます。弁護士は、あくまでそれを援助する役割を果たすのです。シェイクスピアの『お気に入り』召すまま』という作品がありますよね。最初レスターが登場し、闘いあう場面があります。なぜレスターが闘うのかというと、中世イギリスの訴訟には、当事者同士を素手で戦わせ、勝つたほうの主張を正しいと認めるという手続きがあつたのです。その後、当事者の代わりにレスターを雇つて闘わせるようになった。しかし、それではあまりに荒っぽい。そのため、レスターの代わりに弁護士を雇つて、口頭でやりあって勝ち負けを決めるという、今の民事訴訟の形式が生まれたと言われます。

したがつてアメリカのロースクールは、ある意味では、いかにして敵に勝つかを教え訓練する場なんです。顧客の利益を守るために、合法である



法律の世界に限らず、日本は英米のスタンダードにこだわらず、もつとアジアの視点を取り入れた、より公平でグローバルな国際的規範を作つて主体的に振舞うべきだという意見があります。そういう考へ方は、今回司法制度の改革においても多々見受けられる。しかしその一方で、国際商取引の実務の分野で顧客が雇うのはイギリスやアメリカのロイヤーだつたり、あるいは英米の法律がわかる日本のロイヤーだつたりするのです。第一に日本法と日本の司法制度そのものを、もつと国際的に使い勝手の良いものにしなければいけません。今度導入される裁判員制度もそうなのですが、歴史的にみると、日本人はどうもハイブリッドなものを作る傾向があるんですよ。ただ、ハイブリッドには、根本のところが違う制度を混ぜてしまうことにより、訳のわからないものになってしまふという危険があります。裁判員制度や新しい法科大学院がそうならないよう、これから努力せねばなりません。しかし、それでも私は日本人が今まで何度も海外の制度を自国に取り入れ、自分のものにしてきたという事実から、この問題に関してはけつこう楽観視しています。裁判員制度も法科大学院も今は試行錯誤しながら導入の過程にありますが、そのうち自らの文化にうまく組み込んでしまうのではないかなどと思います。



柳瀬 昇 (やなせ・のぼる)  
信州大学専任講師。総合政策学部非常勤講師。慶應義塾大学では、法学部とSFCで学ぶ。専門は、憲法学、立法政策論。SFCでは、非常勤講師として「憲法演習」と「立法政策論」を担当。現在、共和主義的憲法觀に基づく討議民主主義 (deliberative democracy) 理論の精緻化について研究を進めている。

の多くはロイヤーです。このような案件を処理していく能力は、もはや何条に何が書いてあるかを知つていればよいという世界ではない。しかし同時に、こういう大きな仕事は、目前のクライアントのために何ができるのかという細かく複雑な法律問題を一生懸命考えぬいた経験があるからこそできるんですね。最初か

柳瀬…わが国でも、日本型ロースクールができない、その卒業生の半分は法曹資格を得ることになります。法曹人団体によってはごく地味で複雑な問題を、自らの論理力を磨きに磨き、解消する。それを積み重ねてきたからこそ、ロースクールに進学し新司法試験を受けている学生もいれば、スクールに進学した学生もいますがみな、どうすればよいのか悩んでいるようです。学生にとって、大変な時代なのかもしれませんね。

柳瀬…わが国でも、日本型ロースクールができない、その卒業生の半分は法曹資格を得ることになります。法曹団体によってはごく地味で複雑な問題を、自らの論理力を磨きに磨き、解消する。それを積み重ねてきたからこそ、ロースクールに進学し新司法試験を受けている学生もいれば、スクールに進学した学生もいますがみな、どうすればよいのか悩んでいるようです。学生にとって、大変な時代なのかもしれませんね。

柳瀬…そうです。学生には、どのような社会が望ましいのか、そのためにはどのような制度設計をすればよいかということを意識的に考えてほしいですね。私は、「制度設計工学」としての法学の発展を目指して、研究と教育活動を進めています。SFCでは、立法過程論、立法政策論及び

立法過程論といふ三つの立法学関連の科目が設置されていますが、これはきわめて注目されるべきことでしょう。すでに存在する法を所与のものとして、その解釈を展開するという法解釈論がこれまでの法律学の中心でした。SFCでは、法の所与性そのものに対しても挑んでいく。私が担当する立法政策論では、公共政策を行なった経験から、アメリカのロイヤーは顧客が個人であろうと国家であろうと、いつたん目的を設定すると、それに向かって積極果敢に働きかけるチャレンジ精神があるようになります。つまり、法律にこう書いたり過ぎてはいけないのではと思いません。私はアメリカのロースクールで「たとえ最高裁といえども、自分たちが理想とするべき態度なんじゃなかな。

阿川…アメリカで法律を学び、実務を行なつた経験から、アメリカのロイヤーは顧客が個人であろうと国家であろうと、いつたん目的を設定すると、それに向かって積極果敢に働きかけるチャレンジ精神があるようになります。つまり、法律にこう書いてあるから、最高裁がこう言つたからといって、目的的実現を断念するのではなく、その目的を実現するためには法律をどう変えるべき今まで考へるわけです。自ら法律の解釈をして、法律を新たに作ることによって、クリエイティブに価値を生み出していくというわけですね。このようなチャレンジ精神はベンチャー企業をやるようなSFC生につながるところがあると思います。

柳瀬…そうです。学生には、どのような社会が望ましいのか、そのためにはどのような制度設計をすればよいかということを意識的に考えてほしいですね。私は、「制度設計工学」としての法学の発展を目指して、研究と教育活動を進めています。SFCでは、立法過程論、立法政策論及び

法律の世界に限らず、日本は英米のスタンダードにこだわらず、もつとアジアの視点を取り入れた、より公平でグローバルな国際的規範を作つて主体的に振舞うべきだという意見があります。そういう考へ方は、今回司法制度の改革においても多々見受けられる。しかしその一方で、学生は法学にどのようにアプローチしていくべきでしようか。

柳瀬…今がまさに制度の大転換期です。民法や商法などといった基本法制の大改正がなされ、新会社法が制定されました。民間企業に就職する学生は、会社法を一通り学んでおく必要があるでしょう。また、現在進められている公務員制度改革だけでなく、公務員試験制度改革にも注意が必要です。経済学や財政学と並び、民法や私の専門である憲法が、國家公務員試験において、これまで以上に大きなウエイトを占めるようになりました。さらに、法曹を目指す学生にとっては、ここ数年間は、旧司法試験を受験するか、ロースクールに進学し新司法試験を受験するか、選択を迫られています。私がSFCで担当している憲法演習の受講者のなかにも、旧試験を受験し続けている学生もいれば、口述試験を受けた学生もいますがみな、どうすればよいのか悩んでいます。学生にとって、大変な時代なのかもしれませんね。

阿川…移行期だということにこだわっています。私がSFCで担当している憲法演習の受講者のなかにも、旧試験を受験し続けている学生もいれば、口述試験を受けた学生もいますがみな、どうすればよいのか悩んでいます。学生にとって、大変な時代なのかもしれませんね。

阿川尚之 (あがわ・なおゆき)  
総合政策学部教授兼政策・メディア研究科委員。専門は、米国憲法史、法から見たアメリカ社会、日米関係論。担当科目は「国際比較法制論A」「社会と法」「リージョナルアナトミー論E」「日米関係史」など。2002年から2005年4月まで、在米日本大使館に公使として勤務し、対米広報文化外交を担当。



柳瀬…同感です。私が講義のなかで常に強調していることは、法学教育の目的は、legal way of thinkingの涵養であるということです。極論を言えば、細かな条文解釈の知識を覚えることなどは、本質的な問題ではない。学生に学んでもらいたいことはただ一つ——法的なものの考え方・論理的な思考方法を習得できなければ論理的な思考方法を学ぶのに必要なスキルが論理的な人であるとも言いません。ただ、論理的な思考方法を学ぶのに効果的な方法の一つが法学であるだけです。

そもそも論理的な思考能力といふものは、法律家に限らず、さまざまなかな分野で活躍するのに必要なスキルです。もちろん、法学でなければ論理的な思考方法を習得できないなどとは言いませんし、法律家のすべてが論理的な人であるとも言いません。学生に学んでもらいたいことはただ一つ——法的なものの考え方・論理的な思考方法を習得できなければ論理的な思考方法を学ぶのに必要なスキルが論理的な人であるとも言いません。ただ、論理的な思考方法を学ぶのに効果的な方法の一つが法学であるだけです。

柳瀬…同感です。私が講義のなかで常に強調していることは、法学教育の目的は、legal way of thinkingの涵養であるということです。極論を言えば、細かな条文解釈の知識を覚えることなどは、本質的な問題ではない。学生に学んでもらいたいことはただ一つ——法的なものの考え方・論理的な思考方法を習得できなければ論理的な思考方法を学ぶのに必要なスキルが論理的な人であるとも言いません。ただ、論理的な思考方法を学ぶのに効果的な方法の一つが法学であるだけです。

柳瀬…同感です。私が講義のなかで常に強調していることは、法学教育の目的は、legal way of thinkingの涵養であるということです。極論を言えば、細かな条文解釈の知識を覚えることなどは、本質的な問題ではない。学生に学んでもらいたいことはただ一つ——法的なものの考え方・論理的な思考方法を習得できなければ論理的な思考方法を学ぶのに必要なスキルが論理的な人であるとも言いません。ただ、論理的な思考方法を学ぶのに効果的な方法の一つが法学であるだけです。

阿川…ロイヤーにもいろいろな人がいます。特にアメリカでは、できるロイヤーとできないロイヤーの能力が極端に違いますが、できるロイヤーは国家の重大な決断に関わり、手助けをしています。最近のアメリカ政府をみても、多くのロイヤーが活躍していますね。イランにおける人質事件で交渉をしたのも、湾岸戦争にまつわる外交交渉の指揮を執ったのも、ソ連と核兵器の交渉をしたのも、そ

立法技術論といふ三つの立法学関連の科目が設置されていますが、これはきわめて注目されるべきことでしょう。すでに存在する法を所与のものとして、その解釈を展開するという法解釈論がこれまでの法律学の中心でした。SFCでは、法の所与性そのものに対しても挑んでいく。私が担当する立法政策論では、公共政策を行なつた経験から、アメリカのロイヤーは顧客が個人であろうと国家であろうと、いつたん目的を設定すると、それに向かって積極果敢に働きかけるチャレンジ精神があるようになります。つまり、法律にこう書いてあるから、最高裁がこう言つたからといって、目的的実現を断念するのではなく、その目的を実現するためには法律をどう変えるべき今まで考へるわけです。自ら法律の解釈をして、法律を新たに作ることによって、クリエイティブに価値を生み出していくというわけですね。このようなチャレンジ精神はベンチャー企業をやるようなSFC生につながるところがあると思います。

柳瀬…そうです。学生には、どのような社会が望ましいのか、そのためにはどのような制度設計をすればよいかということを意識的に考えてほしいですね。私は、「制度設計工学」としての法学の発展を目指して、研究と教育活動を進めています。SFCでは、立法過程論、立法政策論及び